令和6年度 所定疾患施設療養費算定状況

【算定要件】

所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者様に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する 10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるので、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。

所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

- イ) 肺炎
- 口) 尿路感染症
- ハ)帯状疱疹
- 二) 蜂窩織炎
- ホ) 慢性心不全の増悪

算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。

公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

尿路感染症

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	0	3	2	3	1	3	0	2	3	1	2	1
延べ日数	0	17	11	18	3	17	0	7	19	10	9	5
検査内容	ı	尿検査	尿検査	尿検査 血液検査	尿検査	尿検査	ı	尿検査 血液検査	尿検査 血液検査	尿検査	尿検査	尿検査
投薬、注射、 処置等の実 施状況	ı	レボフロキサシン (500)	レボフロキサシン (500)	PIPC1g・ レボフロキサシン (500)	レボフロキサシン (500)	レボフロキサシン (500) セフカペンピボキシ ル (100)	I	レボフロキサシン (500)	レボフロキサシン (500) PIPC1g	レボフロキサシン (500)	レボフロキサシン (500) セフカペンピボキシ ル (100) pipc1g	セフカベンピボキシ ル (100)

※肺炎、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪については、算定がありません。